

収支報告書 (令和2年分)

(年 月 日開催パーティー分)

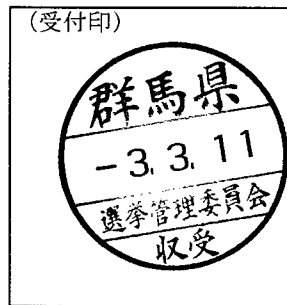
※太枠内に必要事項を記入すること。

※該当箇所に を入れること。

* 1~4は提出日現在の内容を記入

- ふりがな
- 1 政治団体の名称
 - 2 主たる事務所の所在地
 - 3 代表者の氏名
 - 4 会計責任者の氏名

じゅうみんしゅとうぐんまけんたっけんしぶ
自由民主党群馬県宅建支部
群馬県前橋市天川大島町一丁目4番地の37
桜井 文雄
加納 紀一郎



政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政党
<input checked="" type="checkbox"/>	政党の支部
<input type="checkbox"/>	政治資金団体
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/>	その他の政治団体 (資金管理団体を含む)
<input type="checkbox"/>	その他の政治団体の支部
活動区域の区分	
<input type="checkbox"/>	2以上の都道府県の区域等
<input checked="" type="checkbox"/>	群馬県内

収支報告書作成担当者の氏名

田村 健

(電話連絡先)

027-243-3388

(選管使用欄)

番号

資金管理団体の指定の有無 (12/31又は解散日現在)

有 無

* 以下は「有」の場合のみ記入 (「無」の場合は空欄)

公職の種類 (選挙区等)	(現・候)
資金管理団体の届出をした者の氏名	

資金管理団体の指定の期間

* 年の途中で指定又は取消をした場合のみ記入

年	月	日	から
年	月	日	まで

国会議員関係政治団体の区分 (12/31又は解散日現在)

* 国会議員関係政治団体以外の団体は空欄

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名	
公職の種類 (選挙区等)	(現・候)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

* 年の途中で指定又は取消をした場合のみ記入

年	月	日	から
年	月	日	まで

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	-----	A=B+C	156,319
(前年からの繰越額) *前年の収支報告書から転記	-----	B	136,769
(本年の収入額)	-----	C	19,550
支 出 総 額	-----	D	130,220
翌年への繰越額	-----	E=A-D	26,099

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費 *会社や法人会員からの会費は[寄附]に計上		
金 額	-----	19,550
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	-----	17人

(2) 寄 附 *本部・支部間の交付金は含まれない→(その5)に計上		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附 (うち特定寄附)	0	(その7)に内訳を記載
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	(その7)に内訳を記載 ←
(ウ) 政治団体からの寄附	0	(その7)に内訳を記載
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		(その8)に内訳を記載
イ 政党匿名寄附		(その9)に内訳を記載
合計 (ア + イ)	0	

政党(支部を含む)及び政治資金
団体以外は法人
その他の団体から
の寄附を受けられない

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項	目	金	額	備		考												
				うち、本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出(再掲)※														
1	経常経費	(1) 人	件	費	0													
		(2) 光	熱	水	費	0												
		(3) 備	品	・	消	耗	品	費	0									
		(4) 事	務	所	費	120,220												
		小	計	(経常経費の計)	120,220	0												
2	政治活動費	(1) 組	織	活	動	費	0											
		(2) 選	挙	関	係	費	0											
		(3) 機	関	紙	誌	の	発	行	そ	の	他	の	事	業	費	0	0	ア～エの計を記載
		(ア～エの計)																
		ア	機	関	紙	誌	の	発	行	事	業	費	0					
		イ	宣	伝	事	業	費	0										
		ウ	政	治	資	金	パ	ー	ティ	ー	開	催	事	業	費	0		
		エ	そ	の	他	の	事	業	費	0								
		(4) 調	査	研	究	費	0											
		(5) 寄	附	・	交	付	金	10,000										
(6) そ	の	他	の	経	費	0												
小	計	(政治活動費の計)	10,000	0														
合	計	130,220																

※「備考」欄に記載する本部・支部間の交付金に係る支出は、(その16)本部・支部間の交付金支出の内訳と対応。

(その15)

※項目別区分ごとに別葉とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当するものに○) (1) 組織活動費 (2) 選挙関係費 (3) ア. 機関紙誌の発行事業費 イ. 宣伝事業費 ウ. 政治資金パーティー開催事業費 エ. その他の事業費 (4) 調査研究費 (5) 寄附・交付金 (6) その他の経費				
		(寄 附 金) ←項目別区分(小分類)を記入(その13裏面又は要領参照)				
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考	
この頁の小計	0					
その他の支出	10,000					
合計	10,000					

1件当たり5万円以上の支出(国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円を超える支出)を記入。(領収書等の写しを添付)
 ←1件当たり5万円未満の支出(国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円以下の支出)を合計した額を記入。

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

*すべての項目について「有」又は「無」に を入れること。

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

*「有」の場合、項目別区分ごとに内訳を(その18)に記載すること。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

* 添付したものに を入れること。

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 3 年 3 月 10 日

政治団体の名称

自由民主党群馬県宅建支部

会計責任者の氏名

加藤 純一



* 代表者については解散年分のみ必要（通常は不要）

代表者の氏名

印

* 解散の場合、「解散届」及び「資金管理団体指定取消届」（資金管理団体のみ）も同時に提出すること。